通 報

協定第10.6条に従い、以下の通報を回付する。

1.		日本国
'-		HATE
2.		厚生労働省
	// E E/J	
3.	 通報の根拠規定	第2条第9.2
0.	近世への代表が元	7,12,7,7,10.2
4.	 対象品目及び関税番号	第一種圧力容器(労働安全衛生法施行令第 12 条第 2 号)
'	7.3%間口次 5.3%間 5.3%	(7311.00 000 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器)
		第二種圧力容器(労働安全衛生法施行令第 13 条第 1 項)
		(7311.00 000 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器)
5.		第一種圧力容器及び第二種圧力容器に係る労働安全衛生法
0.	ПЪ	関係法令の見直しについて
6.		第一種圧力容器及び第二種圧力容器の圧力を受ける板の最
0.	內谷	
		小厚さから腐れ代(供用期間中に予想される腐食及び摩耗に
		対する板厚の余裕)を除くとともに、最新の日本工業規格と
		整合性を図るため、構造規格について所要の改正を行う。
7.	目的	第一種圧力容器及び第二種圧力容器による労働者の災害を
		防止するため労働安全衛生法関係法令を改正するものであ
		る。
8.	関連文書	労働安全衛生法令、改正された時に官報に公示する。
9.		平成 28 年 10 月 (予定)
10.	意見提出期限	平成 28 年●月●日
11.	資料入手先	照会窓口:外務省 経済局 国際貿易課
		Fax: (+81 3) 5501 8343
		E-mail: enquiry@mofa.go.jp
		1 /